

災害対策用機械等の出動等に関する協定について

1. 概要

札幌開発建設部（以下、当部）では、災害発生時等において迅速かつ円滑な災害対策及び災害復旧支援を実施することを目的として、当部が保有する災害対策用機械の運用に関し、当部と民間企業との協定に基づく、災害時協力会社を公募しています。

なお、令和2年2月末現在、13社との間に本協定を締結済みです。

2. 公募期間

令和2年 3月23日（月）以降随時

3. 応募資格及び条件

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しないこと。
- 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）の国土交通省競争参加資格「役務の提供」の資格を有すること。
- 当部が定める応募条件を実施することができ、また、技術条件に示す内容を満足できること。

4. 業務内容

北海道開発局管内における災害対策用機械等の搬送及び設置、並びに当該機械を用いた災害復旧作業及び情報収集を行います。また、本州などの北海道開発局管外において大規模災害による災害復旧等の出動がある場合は、双方協議のうえ実施します。

※取り扱う災害対策用機械による区分があり、それぞれ条件が異なります。詳細につきましては、次ページ以降の公告をご覧ください。

災害対策用機械作業状況写真



北海道開発局で保有する災害対策用機械の概要及び配置状況については、下記ホームページをご覧ください。

【北海道開発局HP：防災課＞防災対策】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g700000qkml.html>

★その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

札幌開発建設部 防災課 防災管理係 TEL：011-611-0306 FAX：011-621-7050

公 告

災害発生時等において、円滑かつ迅速な災害対策及び災害復旧の支援作業を実施することを目的として、北海道開発局札幌開発建設部が保有する災害対策用機械の運用に係る民間協力に関する協定を締結するため、その対象となる法人等を下記のとおり募集するので公告する。

令和 2年 3月23日

北海道開発局
札幌開発建設部長
鈴木



記

1 協定の名称及び内容

別紙-1 または 別紙-2

2 応募資格及び条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の資格を有する者であること。
- (3) 募集要件（別紙-3）に示す応募条件を実施できるとともに、技術条件に示す内容を満足する者であること。

3 応募時の提出書類

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」で北海道地域の競争参加資格を有するものであることを証明する書類 | 資格審査決定通知書
（写し） |
| (2) 会社概要（営業所等所在地、資本金、事業内容、社員数及び派遣可能要員数、災害復旧等の支援作業受託実績） | 様式任意 |
| (3) 出勤要請時社内連絡体制 | 様式任意 |
| (4) 応募内容及び項目一覧 | 様式-1～4 |
| (5) 様式-1～4に記入した有資格者が保有する免許証等の写し | 様式任意 |

4 公告期間

令和 2年 3月23日（月）～ 令和 3年 1月29日（金）

5 協定締結対象者の決定及び通知方法

応募のあった者について、上記2に記載の応募資格及び条件並びに3に記載の提出書類に基づいて審査を行う。

なお、応募した者は当局からの審査に関する質疑に答える義務を有するものとする。
審査結果は文書をもって通知する。

6 本協定締結年月日

令和2年4月1日以降、随時締結を行う。

7 その他

本件についての問い合わせは、下記のとおり受け付ける。

問い合わせ先：北海道開発局 札幌開発建設部

防災課 防災管理係 TEL 011-611-0306

「北海道開発局札幌開発建設部災害対策用機械等の出動等に関する協定」

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道開発局札幌開発建設部が保有する災害対策用機械及び災害対策関連装置（以下「災害対策用機械等」という。）を災害発生時等に使用するに当たり、民間の協力を求める際に必要な手続き等を定め、迅速かつ、円滑な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に資することを目的とする。

（出動の要請）

第 2 条 北海道開発局札幌開発建設部長（以下「甲」という。）は、災害発生時等においてその状況に応じ、○○○○○○○（以下「乙」という。）に対し、甲の指示する災害対策用機械等の出動等について要請する。

2 乙は、甲から出動の要請があった場合、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（出動の指示）

第 3 条 甲は乙に対し、口頭又は書面等により出動指示するものとする。

この場合、乙は速やかに災害対策用機械等の配置場所へ集合し、甲の指示する被災地等へ出動するものとする。

2 甲は、乙が出動等をするに当たって、口頭又は書面により事前の情報提供を行うものとする。

（業務の内容）

第 4 条 甲が乙に要請する業務は、北海道開発局管内等における災害対策用機械等の搬送及び設置並びに当該機械を用いた災害復旧作業及び情報収集とし、甲はその都度書面等をもって業務内容を指示するものとする。

また、北海道開発局管外において大規模災害による災害復旧等の出動がある場合、甲乙協議し実施するものとする。

（相互協力）

第 5 条 乙は同一の協定を締結したものと相互に協力し、指示された業務内容を遂行するものとする。

（実施体制等の報告）

第 6 条 乙は前条に掲げる業務の実施体制及び連絡系統を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害対策用機械等に係る訓練等の参加)

第 7 条 乙は、操作員の育成と操作技術習得・向上を図ることを目的として開催する、災害対策用機械等の運転操作訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練等に要する費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第 8 条 災害出動、操作訓練等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき又は使用中の災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙は遅滞なくその状況を書面により甲に提出し、当該損害の賠償等に係る負担は甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期限)

第 9 条 この協定の有効期限は、締結の日を含む国の会計年度の末日までとする。ただし、期限の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

なお、期限を延長する際には、第6条に定める実施体制等の報告を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道開発局札幌開発建設部長

乙 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

「北海道開発局札幌開発建設部災害対策用機械等の出動等に関する協定」

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道開発局札幌開発建設部が保有する災害対策用機械及び災害対策関連装置（以下「災害対策用機械等」という。）を災害発生時等に使用するに当たり、民間の協力を求める際に必要な手続き等を定め、迅速かつ、円滑な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に資することを目的とする。

(出動の要請)

第 2 条 北海道開発局札幌開発建設部長（以下「甲」という。）は、災害発生時等においてその状況に応じ、○○○○○○○○（以下「乙」という。）に対し、甲の指示する災害対策用機械等の出動等について要請する。

2 乙は、甲から出動の要請があった場合、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(出動の指示)

第 3 条 甲は乙に対し、口頭又は書面等により出動指示するものとする。

この場合、乙は速やかに災害対策用機械等の配置場所へ集合し、甲の指示する被災地等へ出動するものとする。

2 甲は、乙が出動等をするに当たって、口頭又は書面により事前の情報提供を行うものとする。

(業務の内容)

第 4 条 甲が乙に要請する業務は、北海道開発局管内等における災害対策用機械等の搬送及び設置並びに当該機械を用いた災害復旧作業及び情報収集とし、甲はその都度書面等をもって業務内容を指示するものとする。

また、北海道開発局管外において大規模災害による災害復旧等の出動がある場合、甲乙協議し実施するものとする。

(相互協力)

第 5 条 乙は同一の協定を締結したものと相互に協力し、指示された業務内容を遂行するものとする。

(実施体制等の報告)

第 6 条 乙は前条に掲げる業務の実施体制及び連絡系統を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害対策用機械等に係る訓練等の参加)

第 7 条 乙は、操作員の育成と操作技術習得・向上を図ることを目的として開催する、災害対策用機械等の運転操作訓練等に参加するものとする。

また災害対策用機械等のうち、小形無人ヘリコプターについては飛行申請にかかる手続き及び機体の飛行性能を確保するため定期整備を含むメンテナンスを実施するものとする。

2 前項に規定する訓練、申請、メンテナンス等に要する費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第 8 条 災害出動、操作訓練等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき又は使用中の災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙は遅滞なくその状況を書面により甲に提出し、当該損害の賠償等に係る負担は甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期限)

第 9 条 この協定の有効期限は、締結の日を含む国の会計年度の末日までとする。ただし、期限の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

なお、期限を延長する際には、第6条に定める実施体制等の報告を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道開発局札幌開発建設部長

乙 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

募 集 要 件

募集は、「別紙－4 区分別運転操作対象機械」(以下、別紙－4)に示す「(1)作業・支援系災害対策用機械A」、「(2)作業・支援系災害対策用機械B」、「(3)情報系災害対策用機械」、「(4)調査系災害対策用機械」及び「(5)パッケージ系災害対策用機械」の5区分で行う。

1 応募条件

北海道開発局札幌開発建設部が要請したときに、災害対策用機械等の運転操作及び現地設置作業に必要な資格を有する作業員を、対象機械を格納する下記配置場所へ速やかに集合させ、災害現場までの輸送、設置作業を含む応急復旧作業を実施できること。

また、平常時に札幌開発建設部が実施する災害対策用機械等操作訓練に作業員を参加させられること。

配置場所

- ・札幌開発建設部災害対策用機械等格納庫
住所：札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号
- ・札幌開発建設部岩見沢河川事務所
住所：岩見沢市7条東9丁目3-1
- ・札幌開発建設部千歳川河川事務所千歳川上流地区河川防災ステーション
住所：千歳市駒里2212
- ・札幌開発建設部千歳川河川事務所北広島河川防災ステーション
住所：北広島市共栄586
- ・札幌開発建設部千歳川河川事務所南6号排水機場
住所：長沼町西6線6号
- ・札幌開発建設部滝川河川事務所
住所：樺戸郡新十津川町字中央89番地
- ・札幌開発建設部滝川河川事務所妹背牛水防拠点
住所：雨竜郡妹背牛町字大鳳8区

2 技術条件

それぞれの区分ごとに以下に示す条件を満たすこと。

応募に当たっては区分に応じた様式に、災害対策用機械等の運転操作及び現地設置作業を行う者の氏名(自社社員以外の場合は括弧書きで所属会社名)、保有免許等を記入すること。

資格保有者の登録については、出動要請時に確実に派遣できる契約を行っている場合は自社以外(以下、協力会社という)の者を認める。ただし、協力会社の者がすでに、所属する会社からの登録、あるいは他社の協力会社として登録されている場合は登録を認めない。

なお、最低でも1名は自社に所属する者を登録するものとする。

※上位及び複数の運転免許・資格について

各募集区分で示す免許・資格は上位免許(普通自動車免許に対する大型自動車免許等)、上位資格(小型移動式クレーン運転技能講習に対する移動式クレーン運転士資格等)であっても良く、また、一人の登録者が複数の免許・資格を有する場合は、それぞれの免許(下位の免許を含む)・資格ごとに有資格者として人数に数える。

※緊急自動車運転資格について

緊急自動車の運転手として緊急走行を行うには、四輪自動車の場合は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許もしくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上(普通自動車の緊急自動車は2年以上)必要である。経歴がこれに満たない場合は公安委員会が行う審査を受け合格した者に限られる。

【道路交通法第八十五条第5項～第8項、道路交通法施行令第三十二条の二～第三十二条の四】

(1) 作業・支援系災害対策用機械A 区分

下記の車輛等の運転技術を有する資格者が自社または協力会社に在籍していること。

①大型自動車	1名以上
②中型自動車	1名以上
③中型自動車(8t限定)	1名以上
④準中型自動車	1名以上
⑤普通自動車	1名以上
⑥大型特殊自動車	1名以上
⑦車両系建設機械運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	1名以上
⑧小型移動式クレーン運転(1t以上5t未満)	1名以上
⑨玉掛け(1t以上)	1名以上

なお、運転操作機械は別紙－4の(1)のとおりとし、本区分での応募は様式－1を使用する。

(2) 作業・支援系災害対策用機械 B 区分

下記の車輛等の運転技術を有する資格者が自社または協力会社に在籍していること。

①大型自動車	1名以上
②中型自動車	1名以上
③中型自動車(8 t 限定)	1名以上
④準中型自動車	1名以上
⑤普通自動車	1名以上
⑥小型移動式クレーン運転(1 t 以上 5 t 未満)	1名以上
⑦玉掛け(1 t 以上)	1名以上

なお、運転操作機械は別紙－4の(2)のとおりとし、本区分での応募は様式－2を使用する。

(3) 情報系災害対策用機械 区分

下記の車輛等の運転技術及び陸上無線装置等の操作に係る資格者が自社または協力会社に在籍していること。

①中型自動車(8 t 限定)	1名以上
②準中型自動車	1名以上
③普通自動車	2名以上
④第3級陸上特殊無線技士	3名以上

なお、運転操作機械は別紙－4の(3)のとおりとし、本区分での応募は様式－3を使用する。

(4) 調査系災害対策用機械 区分

下記の車輛等の運転技術及び無線遠隔制御による産業用無人ヘリコプター(自律航行型)の操作、整備に係る資格者が自社または協力会社に在籍していること。

ただし④と⑤の資格については日本産業用無人航空機工業会が認定するものに限り、また、小形無人ヘリコプターの飛行に際してそれぞれ1名ずつの有資格者が必要なことから、一人の登録者が両方の資格を有していても、④か⑤いずれかの資格のみの有資格者として数えるものとする。

また、⑥の資格については日本産業用無人航空機工業会が認定する「上級整備士」、または「ヤマハ産業用無人ヘリコプター認定整備士」のいずれかの資格に限り、小形無人ヘリコプターを飛行させる際には整備士が現場に立ち会って、飛行前点検及び飛行中の監視を行うものとするが、操縦士と整備士は兼任しても良いこととする。

以上に加えて、無人ヘリコプターに搭載する画像伝送装置を使用するに当たって、電波法に則った運用を行えること。

①中型自動車(8 t 限定)	1名以上
②準中型自動車(5 t 限定)	2名以上
③普通自動車	1名以上
④遠隔操縦士(Rmax G1用)	1名以上 ※⑤との重複不可
⑤自律航行操縦士(Rmax G1用)	1名以上 ※④との重複不可
⑥産業用無人ヘリコプター整備士	1名以上
⑦第3級陸上特殊無線技士	1名以上

なお、運転操作機械は別紙－4の(4)のとおりとし、本区分での応募は様式－4を使用する。

(5) パッケージ系災害対策用機械 区分

下記の車輛等の運転技術を有する資格者が自社または協力会社に在籍していること。

また、出動に際して各装置の運搬のため自社持ち(レンタル・リースを含む)のクレーン装置付きトラックを用意することができること。

①準中型自動車	2名以上
②小型移動式クレーン運転(1 t 以上 5 t 未満)	1名以上
③玉掛け(1 t 以上)	1名以上

なお、運転操作機械は別紙－4の(5)のとおりとし、本区分での応募は様式－5を使用する。

区 分 別 運 転 操 作 対 象 機 械

(1) 作業・支援系災害対策用機械A 区分

★付の車輛は非出水期には月寒で格納保管
(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

1) 災害対策用機械

扱 い 機 械	扱 い 区 分		運 転 免 許 の 種 別	備 考
	車 輛 運 転	操 作		
1 排水ポンプ車(25-4113)	○	○	大 型	緊急自動車
2 排水ポンプ車(26-4111)	○	○	〃	〃
3 照明車(18-4121)	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車
4 照明車(R01-4121)	○	○	〃	〃
5 多目的支援車<履带式>(19-1122)	○	○	大型特殊	緊急自動車
6 対策本部車(07-1154)	○	○	中型以上	特定中型自動車、緊急自動車
7 待機支援車(24-4104)	○	○	普通以上	緊急自動車
8 待機支援車(27-4105)	○	○	中型以上 (8 t 限定可)	〃
9 分解組立型バックホウ(25-4141)	—	○	車両系建設機械 運転技能講習	【整地・運搬・積込み用及び掘削用】 ※ブレーカー、フォーク作業は【解体用】
10 土のう造成機(13-4108)	—	○	—	非車輛系
11 排水ポンプ設置支援ユニット(29-4105)	—	○	—	〃
12 ポンプ自走装置(11-4106)	—	○	—	〃
13 ポンプ自走装置(11-4107)	—	○	—	〃

(岩見沢河川事務所配置)

扱 い 機 械	扱 い 区 分		運 転 免 許 の 種 別	備 考
	車 輛 運 転	操 作		
1 排水ポンプ車(23-4121)★【岩見沢河川】	○	○	大 型	クレーン付、緊急自動車、 照明ユニット

(千歳川河川事務所配置)

扱 い 機 械	扱 い 区 分		運 転 免 許 の 種 別	備 考
	車 輛 運 転	操 作		
1 排水ポンプ車(29-4103)【北広島】	○	○	中型以上	特定中型自動車、 クレーン付、緊急自動車
2 排水ポンプ車(30-4111)【千歳川上流】	○	○	〃	〃
3 照明車(17-4121)【北広島】	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車

(滝川河川事務所配置)

扱 い 機 械	扱 い 区 分		運 転 免 許 の 種 別	備 考
	車 輛 運 転	操 作		
1 排水ポンプ車(21-4111)★【滝川河川】	○	○	大 型	緊急自動車
2 排水ポンプ車(R01-4111)★【妹背牛】	○	○	中型以上	特定中型自動車、 クレーン付、緊急自動車
3 照明車(26-4121)★【滝川河川】	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車

2) 関連機械・装置

(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

扱 い 機 械	扱 い 区 分		運 転 資 格 の 種 別	備 考
	車 輛 運 転	操 作		
1 フォークリフト	○	○	フォークリフト 運転技能講習	1 t 以上、公道走行無し
2 天井クレーン	—	○	クレーン運転 特別教育	5 t 未満
3 排水ポンプ車車載クレーン装置	—	○	小型移動式クレーン 運転技能講習	1 t 以上、5 t 未満 ※玉掛け技能講習(1 t 以上)も別に必要

※ 扱い機械及び装置については協議により変更もあり得る。

(2) 作業・支援系災害対策用機械B 区分

★付の車輛は非出水期には月寒で格納保管

1) 災害対策用機械

(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

扱い	機械	扱い区分		運転免許の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	排水ポンプ車(25-4113)	○	○	大型	緊急自動車
2	排水ポンプ車(26-4111)	○	○	〃	〃
3	照明車(18-4121)	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車
4	照明車(R01-4121)	○	○	〃	〃
5	待機支援車(24-4104)	○	○	普通以上	緊急自動車
6	待機支援車(27-4105)	○	○	中型以上 (8 t 限定可)	〃
7	排水ポンプ設置支援ユニット(29-4105)	—	○	—	非車輛系
8	ポンプ自走装置(11-4106)	—	○	—	〃
9	ポンプ自走装置(11-4107)	—	○	—	〃

(岩見沢河川事務所配置)

扱い	機械	扱い区分		運転免許の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	排水ポンプ車(23-4121)★【岩見沢河川】	○	○	大型	クレーン付、緊急自動車、照明ユニット

(千歳川河川事務所配置)

扱い	機械	扱い区分		運転免許の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	排水ポンプ車(29-4103)【北広島】	○	○	中型以上	特定中型自動車、クレーン付、緊急自動車
2	排水ポンプ車(30-4111)【千歳川上流】	○	○	〃	〃
3	照明車(17-4121)【北広島】	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車

(滝川河川事務所配置)

扱い	機械	扱い区分		運転免許の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	排水ポンプ車(21-4111)★【滝川河川】	○	○	大型	緊急自動車
2	排水ポンプ車(R01-4111)★【妹背牛】	○	○	中型以上	特定中型自動車、クレーン付、緊急自動車
3	照明車(26-4121)★【滝川河川】	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車

2) 関連機械・装置

(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

扱い	機械	扱い区分		運転資格の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	フォークリフト	○	○	フォークリフト 運転技能講習	1 t 以上、公道走行無し
2	天井クレーン	—	○	クレーン運転 特別教育	5 t 未満
3	排水ポンプ車車載クレーン装置	—	○	小型移動式クレーン 運転技能講習	1 t 以上、5 t 未満 ※玉掛け技能講習(1 t 以上)も別に必要

※ 扱い機械及び装置については協議により変更もあり得る。

(3) 情報系災害対策用機械 区分

1) 災害対策用機械

(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

扱い	機械	扱い区分		運転免許の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	衛星通信車(28-4131)	○	○	準中型以上	特定準中型自動車、緊急自動車
3	待機支援車(24-4104)	○	○	普通以上	緊急自動車
4	待機支援車(27-4105)	○	○	中型以上 (8 t 限定可)	〃

2) 関連機械・装置

(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

扱い	機械	扱い区分		無線免許の種別	備考
		車輛運転	操作		
1	衛星小型画像電送装置 (Ku-SAT II)	—	○	—	1台
2	5GHz帯無線アクセスシステム (i-RAS)	—	○	第3級陸上 特殊無線技士	1組
3	40GHz帯可搬型無線装置 (FPU)	—	○	〃	札幌開発建設部 2組 災害対策用機械等格納庫【月寒】 3組

※ 扱い機械及び装置については協議により変更もあり得る。

(4) 調査系災害対策用機械 区分

1) 災害対策用機械

(災害対策用機械等格納庫【月寒】配置)

扱い	機 械	扱 い 区 分		運転免許の種別	備 考
		車輦運転	操 作		
1	待機支援車(24-4104)	○	○	普通以上	緊急自動車
2	待機支援車(27-4105)	○	○	中型以上 (8 t 限定可)	〃
3	無人災害調査車<移動操作車> (12-1134-1)	○	○	準中型以上 (5 t 限定可)	〃
4	無人災害調査車<調査車> (12-1134-2)	—	○	—	非車輦系
5	無人災害調査車<無線中継車> (12-1134-3)	—	○	—	〃
6	小形無人ヘリコプター<移動操作車> (12-112-1)	○	○	準中型以上 (5 t 限定可)	緊急自動車
7	小形無人ヘリコプターA(12-112-2)	—	○	—	遠隔操縦士(Rmax G1用) 自律航行操縦士(Rmax G1用) 産業用無人ヘリコプター整備士
8	小形無人ヘリコプターB(12-112-3)	—	○	—	〃

※ 小形無人ヘリコプターを飛行させる際には操縦資格を有する操縦士のほか、機体整備にかかる資格を有する整備士が立ち会い、飛行前点検及び飛行中の監視を行わなければならない。
なお、操縦士と整備士は兼任できるものとする。

2) 関連機械・装置

扱い	機 械	扱 い 区 分		無線免許の種別	備 考
		車輦運転	操 作		
1	小形無人ヘリコプター搭載の画像伝送装置	—	○	第3級陸上 特殊無線技士	1. 2GHz帯使用

※ 扱い機械及び装置については協議により変更もあり得る。

(5) パッケージ系災害対策用機械 区分

1) 災害対策用機械

(千歳川河川事務所配置)

扱い	機 械	扱 い 区 分		運転免許の種別	備 考
		車輜運転	操 作		
1	排水ポンプパッケージ【千歳川上流】	—	○	—	2台 (15-924, 16-924)
2	排水ポンプパッケージ【北広島】	—	○	—	2台 (16-921, 16-922)
3	排水ポンプパッケージ【南6号】	—	○	—	2台 (15-921, 15-922)
4	排水ポンプパッケージ運搬・設置車輜 (業持)	○	○	準中型以上	3tトラッククレーン付を想定 ※実際の免許種別は使用車種による

※ 出動の際は、排水ポンプパッケージ2台 (0.66 t × 2台)、発電機及び投光装置 (1.03 t + 0.21 t) をそれぞれ業持トラックに積み込んで運搬することを基本とする。

2) 関連機械・装置

扱い	機 械	扱 い 区 分		無線免許の種別	備 考
		車輜運転	操 作		
1	車載クレーン装置 (業持)	—	○	小型移動式クレーン 運転技能講習	1 t 以上、5 t 未満 ※玉掛け技能講習 (1 t 以上) も別に必要

※ 扱い機械及び装置については協議により変更もあり得る。

作業・支援系災害対策用機械A 応募内容及び該当項目一覧

・当社は、予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者ではありません。

会 社 名 _____

印 _____

氏 名 (所属会社名)	生 年 月 日	保 有 免 許 等										
		車 輛 関 係 (現行区分による)					他 車 輛 系 運 転 技 能			クレーン関係 (上位資格の場合は◎)		
		大 型 免 許	中 型 免 許 限 定 免 許 は 所 の 追 記	準 中 型 免 許 限 定 免 許 は 所 の 追 記	普 通 免 許	大 型 特 殊 免 許	緊 急 自 動 車 運 転 資 格	車 両 系 機 械 技 能 講 習 (整地等)	車 両 系 機 械 技 能 講 習 (解体)	フ ォ ー ク リ フ ト 技 能 講 習 (1t以上)	クレーン特別教育 (5t未満)	小 型 移 動 式 クレーン 技 能 講 習 (1t以上、5t未満)
必要人数 1人	必要人数 2人(限定1)	必要人数 1人	必要人数 1人	必要人数 1人	—	必要人数 1人	—	—	—	必要人数 1人	必要人数 1人	
[記入例] 開発 太郎	S47.9.26		○ 8t限定							◎	○	○

※必要人数の括弧内は内数であり、『必要人数2人(限定1)』とある場合は、免許保有者2人のうち1人は限定免許でも良い、という意味を表している。

作業・支援系災害対策用機械B 応募内容及び該当項目一覧

・当社は、予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者ではありません。

会 社 名

印

氏 名 (所属会社名)	生 年 月 日	保 有 免 許 等											
		車 輛 関 係 (現行区分による)					他 車 輛 系 運 転 技 能			クレーン関係 (上位資格の場合は◎)			
		大 型 免 許	中 型 免 許 限 定 免 許 は その 旨 を 追 記	準 中 型 免 許 限 定 免 許 は その 旨 を 追 記	普 通 免 許	大 型 特 殊 免 許	緊 急 自 動 車 運 転 資 格	車 両 系 建 設 機 械 技 能 講 習 (整地等)	車 両 系 建 設 機 械 技 能 講 習 (解体)	フ ェ リ ム 上 昇 機 械 技 能 講 習 (1t以上)	クレーン特別教育 (5t未満)	小型移動式クレーン 技 能 講 習 (1t以上、5t未満)	玉 掛 け 技 能 講 習 (1t以上)
必要人数 1人	必要人数 2人(限定1)	必要人数 1人	必要人数 1人	—	—	—	—	—	—	必要人数 1人	必要人数 1人		
[記入例] 開発 太郎	S47.9.26		○ 8t限定			○	○				◎	○	○

※必要人数の括弧内は内数であり、『必要人数2人(限定1)』とある場合は、免許保有者2人のうち1人は限定免許でも良い、という意味を表している。

情報系災害対策用機械 応募内容及び該当項目一覧

・当社は、予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者ではありません。

会 社 名

印

氏 名 (所属会社名)	生 年 月 日	保 有 免 許 等															
		車 輛 関 係 (現行区分による)					無 線 及 び クレーン 関 係 (上位資格の場合は◎)										
		大 型 免 許	中 型 免 許 限 定 免 許 は 追 記	準 中 型 免 許 限 定 免 許 は 追 記	普 通 免 許	大 型 特 殊 免 許	緊 急 自 動 車 運 転 資 格	第 3 級 陸 上 特 殊 免 許	クレーン 特 別 教 育 (5 t 未 満)	小 型 移 動 式 クレーン 技 能 講 習 (1 t 以 上、 5 t 未 満)	玉 掛 け 技 能 講 習 (1 t 以 上)						
[記入例] 開発 太郎	S47.9.26	—	必要人数 1人(限定1)	必要人数 1人	必要人数 2人	—	—	必要人数 3人	—	—	—	◎	◎	○	○		

※必要人数の括弧内は内数であり、『必要人数2人(限定1)』とある場合は、免許保有者2人のうち1人は限定免許でも良い、という意味を表している。

調査系災害対策用機械 応募内容及び該当項目一覧

・当社は、予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者ではありません。

会 社 名

印

氏 名 (所属会社名)	生 年 月 日	保 有 免 許 等												
		車 輛 関 係 (現行区分による)					産 業 用 無 人 ヘリコプター及び無線関係 (上位資格の場合は◎)							
		大 型 免 許	中 型 免 許 限 定 免 許 は その 追 記	準 中 型 免 許 限 定 免 許 は その 追 記	普 通 免 許	大 型 特 殊 免 許	緊 急 自 動 車 運 転 資 格	遠 隔 自 律 航 行 操 縦 士 (Rmax G1用)	自 律 航 行 操 縦 士 (Rmax G1用)	産 業 用 無 人 ヘリコプター 整 備 士	第 3 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士			
[記入例] 開発 太郎	S47.9.26	—	必要人数 1人(限定1)	必要人数 2人(限定2)	必要人数 1人	—	—	必要人数 1人	必要人数 1人	必要人数 1人	必要人数 1人	◎		

※必要人数の括弧内は内数であり、『必要人数2人(限定1)』とある場合は、免許保有者2人のうち1人は限定免許でも良い、という意味を表している。

